

中京大学文化会規程
1963 年 1 月 16 日制定

〔注〕 1995 年 11 月から改正沿革を付記した。

改正	1995 年 11 月 14 日	2011 年 12 月 1 日
	2016 年 4 月 1 日	2020 年 4 月 1 日
	2022 年 4 月 1 日	

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、中京大学学則第 1 条に基づき、中京大学文化会（以下、「文化会」という。）を正課外教育の一環と捉え、学園の建学の精神を基本理念とし、教育目的の遂行及び文化の発展向上を実現することを目的とする。

第 2 章 組織

（構成）

第 2 条 文化会は、入会を認められた加盟団体（以下、「部」という。）に所属し、次に掲げる者で構成される。

- （1） 中京大学（以下、「本学」という。）の学生
- （2） 本学の専任教職員

2 文化会の部は、別表のとおりとする。

（本部）

第 3 条 文化会は、本部を本学名古屋キャンパス内に置く。

（執行部）

第 4 条 文化会は、第 1 条に基づく活動を円滑に運営するために、中京大学文化会執行部（以下、「執行部」という。）を置く。

2 執行部は、文化会の最高執行機関とする。

3 執行部は、各部から選出され、選挙管理委員会において承認を得た役員によって構成される。

（執行部役員）

第 5 条 執行部には、次の各号に掲げる役員を各 1 名置く。

- （1） 幹事長
- （2） 副幹事長

- (3) 名古屋委員長（学術担当）
- (4) 名古屋委員長（芸文担当）
- (5) 豊田委員長
- (6) 会計局長
- (7) 企画運営局長
- (8) 総務局長
- (9) 豊田役員総務
- (10) 庶務

（幹事長）

第6条 幹事長は、執行部の最高責任者とし、執行部を代表するとともに会務を統括する。

（副幹事長）

第7条 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長が不在のときは、幹事長の業務を代行する。

（委員長）

第8条 委員長は、次に掲げる業務を遂行する。

2 名古屋委員長（学術担当）と名古屋委員長（芸文担当）は、名古屋委員会の統括を行い、その責任を負う。

3 豊田委員長は、豊田委員会の統括を行い、その責任を負う。

（局長等）

第9条 局長及び豊田役員は、次に掲げる業務を遂行する。

2 会計局長は、文化会の諸経費の出納、予算決算その他の会計に関する業務の責任を負う。

3 企画運営局長は、文化会の企画計画を担当し、その行事運営の責任を負う。

4 総務局長は、名古屋キャンパスにおける一切の事務を担当し、その責任を負う。

5 豊田役員総務は、豊田キャンパスにおける会計業務、会計局長の補佐その他一切の事務を担当し、その責任を負う。

6 庶務は、文化会における事務資料一切の書類作成管理及び広報活動を担当し、その責任を負う。

（議長）

第10条 文化会は、執行部の主催する部長会、総会における議事の進行のために、議長を置く。

2 議長は、総会において選出され、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

（監査会）

第11条 文化会は、部における運営の適正化及び効率化のために、文化会監査会（以下、「監査会」という。）を置く。

2 監査会は、文化会の最高監査機関とし、全ての会計、機関及び部の運営が適正かつ効率的に実施されているかを監査する。

3 監査会は、総会において、学術系及び芸文系の部より3名、豊田系の部より1名を選出

し、計4名とし、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第3章 役員

(役員)

第12条 文化会に、次の各号に掲げる役員を置く

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 参与 若干名

(会長)

第13条 会長は、文化会の全般を統括するとともに、文化会運営の指導及び助言に当たる。

2 会長は、本学の専任教員のうちから、学長が選任する。

3 会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(副会長)

第14条 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその任務を代行する。

2 副会長は、本学の専任教職員のうちから、学長が選任する。

3 副会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(参与)

第15条 参与は、学生支援部長及び財務部長をもって充てる。

第4章 顧問

第16条 第2条に規定する部に顧問を置く。

2 顧問は、本学の専任教職員のうちから、部の推薦に基づき、執行部の承認を経た上で選任される。

3 顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(顧問の責務)

第17条 顧問は、次に掲げる各号の責務を負う。

- (1) 文化会の目的に従って学生を指導する。
- (2) 部の活動内容を把握し、規程に基づいた活動を支援する。
- (3) 不測の事態があった場合の報告及び連絡を行う。
- (4) 長期出張等で不在となる場合は、所定の書式で代理顧問を依頼する。

第5章 会議

(会議)

第 18 条 文化会に役員会、審議会及び顧問会を置く。

(役員会)

第 19 条 役員会は、会長、副会長及び参与をもって構成される。

2 役員会の開催は、原則として年 2 回とし、会長が招集して議長となる。なお、会長が必要に応じて役員会を開催できるものとする。

3 役員会は、役員総数の過半数の出席をもって成立する。

4 役員会の議決は、出席者数の過半数をもって成立する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 役員会は、文化会の目的を達成するための基本方針に関する重要事項について協議する。

6 文化会の運営に関する重要事項については、役員会の審議を経て、学長が決定する。

(審議会)

第 20 条 審議会は、会長、副会長、参与及び各部の顧問から会長が指名する若干名をもって構成される。

2 審議会は、必要に応じて関係部局等の者を審議員に加えることができる。

3 審議会の開催は、原則として月 1 回とし、会長が招集して議長となる。なお、会長が必要に応じて審議会を開催できるものとする。

4 審議会は、審議員総数の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

5 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 文化会の部の運営支援に関する事項

(2) 環境安全対策に関する事項

(3) 会長が諮問した事項

(4) その他文化会の目的達成に関する事項

(顧問会)

第 21 条 顧問会は、会長、副会長、執行部幹事長、各部の顧問及び学生支援部行政職員 1 人をもって構成される。

2 顧問会の開催は、原則として年 1 回とし、会長が招集する。なお、会長が必要に応じて顧問会を開催できるものとする。

3 顧問会は、各部の運営に関する連絡組織とする。

第 6 章 委員会

(執行部役員会)

第 22 条 執行部役員会は、幹事長、副幹事長その他執行部役員をもって構成する。

2 執行部役員会の開催は、原則として年 2 回とし、幹事長が招集して議長となる。なお、幹事長が必要に応じて執行部役員会を開催できるものとする。

- 3 執行部役員会は、役員総数の過半数の出席をもって成立する。
- 4 執行部役員会の議決は、出席者数の過半数をもって成立する。なお、可否同数のときは、幹事長の決するところによる。
- 5 執行部役員会は、文化会の目的を達成するための基本方針に関する重要事項について協議する。

(部長会)

第 23 条 部長会は、文化会に所属する部の長によって構成される。

- 2 幹事長が必要と認めた場合、又は執行部役員の 3 分の 2 以上の要請若しくは文化会に所属する部の長の 3 分の 1 以上の要請がある場合は、部長会を臨時に召集することができる。
- 3 部長会は、文化会に所属する部の長の 6 分の 5 以上の出席をもって成立する。なお、委任状は認めるものとする。
- 4 部長会の議事の進行は、議長が行う。ただし、議長が出席できない場合は、執行部役員が代行することができる。
- 5 部長会の開催は、原則として月 1 回開催するものとし、幹事長がこれを招集する。開催期日は、原則として開催一週間前までに執行部役員が公示しなければならない。
- 6 部長会の議決は、出席している部の長の 3 分の 2 以上の賛同を必要とする。

(名古屋委員会)

第 24 条 名古屋委員会は、文化会の名古屋キャンパスに所属する部の長によって構成される。

- 2 委員会の議長は、名古屋委員長（学術担当）及び名古屋委員長（芸文担当）が務める。
- 3 名古屋委員会には、全ての部の会員が出席することができる。

(豊田委員会)

第 25 条 豊田委員会は、文化会の豊田キャンパスに所属する部の長によって構成される。

- 2 委員会の議長は、豊田委員長が務める。
- 3 豊田委員会には、全ての部の会員が出席することができる。

(小委員会)

第 26 条 小委員会は、文化会発展のため、本会諸行事に寄与することを目的に組織され、名古屋及び豊田小委員会を置き、名古屋委員長（学術担当）、名古屋委員長（芸文担当）及び豊田委員長が招集する。

- 2 第 8 条に規定する各委員長は、各小委員会に副委員長、会計担当及び企画運営担当を選出する。
- 3 名古屋小委員会は、文化会の名古屋キャンパスに所属する部の会員によって構成される。
- 4 豊田小委員会は、文化会の豊田キャンパスに所属する部の会員によって構成される。
- 5 小委員会は、各委員長が招集するものとする。ただし、原則として 1 週間前までに公示

しなければならない。

6 小委員の任期は、1年とする。

7 小委員会の議長及び書記は、原則として各委員長が行う。

(総会)

第27条 総会は、文化会の全会員により構成され、会員は出席の義務を負う。ただし、委任状は認めるものとする。

2 総会の議決権は、文化会に所属する全ての部の長が有する。

3 総会は、文化会の部の長全員の出席をもって成立する。

4 総会の議事の進行は、議長が行う。

5 総会の開催は、原則として毎年度11月とする。

6 議決は、全ての部の長の3分の2以上の賛同を必要とする。

(選挙管理委員会)

第28条 選挙管理委員会については、別に定める。

第7章 部・同好会

第29条 文化会における部・同好会に関する事項は、別に定める。

第8章 加入・昇格・降格・休部・廃部・退会・復部

第30条 文化会の加入・昇格・降格・休部・廃部・退会・復部に関する事項は、別に定める。

第9章 賞罰

(創立者賞)

第31条 創立者賞は、次のとおりとし、卒業式において表彰する。

- (1) 地区大会において優勝、全国大会において入賞その他それに準ずる結果を収めた者
- (2) 執行部において在学中に顕著な文化活動をしたと認められた個人又は団体
- (3) 幹事長を務めた者

(中京大学梅村清明文化会杯)

第32条 中京大学梅村清明文化会杯は、次のとおりとし、卒業式において表彰する。

- (1) 全国大会において優勝、又はそれに準ずる結果を収めた個人又は団体
- (2) 創立者賞受賞者のうち、本会に最も功績のあった個人又は団体

(3) 執行部において在学中に顕著な文化活動をしたと認められた個人又は団体
(処罰)

第33条 執行部は、会員又は部がこの規程に反する行為をした場合は、執行部の発議により、部長会及び役員会の議を経て、当該団体に対して戒告、謹慎、退部、降格、休部又は廃部処罰を行うことができる。

第10章 その他
(所管)

第34条 文化会の管理、指導その他の業務は、学生支援課が行う。

(細則)

第35条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第36条 この規程の改廃は、役員会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規約は、1963年1月16日より施行する。

附 則

この規約は、1965年6月15日より施行する。

附 則

この規約は、1968年11月16日より施行する。

附 則

この規約は、1970年7月12日より施行する。

附 則

この規約は、1975年11月15日より施行する。

附 則

この規約は、1981年11月15日より施行する。

附 則

この規約は、1982年11月14日より施行する。

附 則

この規約は、1995年11月14日より施行する。

附 則

1 この会則は、2011年12月1日より施行する。

2 中京大学文化会規約から中京大学文化会会則に改正。

附 則

この会則は、2016年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

2 題名を中京大学文化会会則から中京大学文化会規程に改める。

附 則

この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係） 文化会加盟団体

学術系団体
自然科学研究会
電子計算組織研究会
歴史文化研究会
天文クラブこぐま座

芸文系団体
茶道部
軽音楽部
美術部
書道部
和楽部
吹奏楽団
司会放送部
混声合唱団
漫画研究会
フォークソングクラブ
中京シネマクラブ
演劇部劇団いかづち
中京大学フィルハーモニー交響楽団

豊田系団体
児童福祉活動部
放送クラブTMP
コミックアート部ユニコーン
サウンドコミュニケーション
晴地舞